02—03　ＰＵＤＴ

審決分類及び判決分類付与の指針

Ⅰ　一　般

１．審決、異議決定、判決など（以下「審決等」という。）の審決分類又は判決分類（→02—02 の１．）として、複数の「判示事項別分類」を付与する場合は、主要なものを主分類とし、それ以外のものを副分類とする。

副分類は、主分類の「判示事項別分類」の下に、以下のようにピリオド（．）の位置を揃えて併記する。

〔例１〕　P1651.113-Z（H04N）　…… 主分類
　　.02　　…… 副分類

〔例２〕　D1113.121-Z（L4-2）
　　.03

２．上位分類と下位分類がある分類項目について、上位分類は、下位分類のいずれにも属さない事項のみを分類する。

（注１）上位分類と下位分類の両方に該当する事項については、下位分類のみを付与する（上位分類は付与しない）。

（注２）付与対象の事項が複数あり、上位分類と下位分類の両方に該当する事項と、上位分類にのみ該当する（下位分類に該当しない）事項とがある場合は、下位分類と上位分類を併記する。

３．「審理一般０」の細分類の各項目の内容は、IV の表に掲げるとおりである。

Ⅱ　審決分類

１．各種中間決定における分類付与の注意

(1) 補正却下の決定には、第１補助分類（結論）は記入しない。

〔例１〕　T193.1-（103）

〔例２〕　D193.2-（L4-2）

(2) 参加許否の決定及び受継許否の決定には、判示事項別分類は記入しない。

参加許否の決定がされた事件の審決には、副分類として 091（→02—02.1～02—02.4 の別表（審理一般の細分類））を併記する。

〔例〕　D191.-Z　……　参加許否の決定
　　D1113.11-Z（117）　…… 参加許否の決定がされた事件の審決
　　.091

前記各種決定の際に付与する審決及び決定分類を以下の表に例示する。

決定の種類	審決・決定別分類記載例
特許異議の申立てについての決定 （平成 27 年 4 月 1 日施行）	決定…… P1651.113-Y 決定…… P1652.121-Z
商標登録異議の申立てについての決定 （平成 9 年 4 月 1 日施行）	決定…… T1651.262-Y(011) 決定…… T1651.262-Z(040) 決定…… T1651.13 -ZC(038) 決定…… T1652.272-ZD(030)
参加許否の決定	決定…… D191.　　-Z
参加許否の決定がされた事件の審決	審決…… D1113.11 -Z(17) .091
受継許否の決定	決定…… D195.　　-Z

２．　査定系審判において、原査定の拒絶理由を支持することはできないが、当審若しくは前置審査における拒絶理由又は前審における他の拒絶理由によって審判の請求は成り立たない旨の審決をする場合には、結論の分類として WZ を記入する。

３．　除斥、忌避事件の決定には判示事項に関する分類は付与しない。
〔例〕　U151.-Y(D04H)

４．　「全部無効（取消し）」及び「一部無効（取消し）」に関する分類付与例
〔例〕

P1113.111-Z	(C07D)	全部無効の請求成立
P1123.111-Z	(C07D)	一部無効の請求成立
P1113.111-ZC	(C07D)	全部無効の請求一部成立
P1123.111-ZC	(C07D)	一部無効の請求一部成立
T131.1-Z	(4)	全部取消しの請求成立
T132.1-Z	(4)	一部取消しの請求成立
T131.1-ZC	(4)	全部取消しの請求一部成立
T132.1-ZC	(4)	一部取消しの請求一部成立

５．　特許において独立特許要件の「判示事項別分類」（575 又は 856）を付与する場合は、その下に、独立特許要件で判断した事項（例えば、進歩性であれば 121。複数ある場合は主要なもの全て）を付与する（→02―02.1 の２．(1)(注)）（→９．(1)ア～ウ、オ、９．(3)）。

６．　判定事件における留意点
(1) 判定事件における「判示事項」のうち「利用」とは、例えば（イ）号のものの実施が本件権利の実施を要するか否かというように、権利の利用関係を論じた場合

である。

(2) 判定事件において、対象物の双方が権利であって、両者の分類が同じときは、第2補助分類の末尾に=の記号を付記し、両者の分類が異なるときは、=のあとに他方の類付号を付記する。

〔例〕

- 分類を同じくする権利対権利の場合
  P 12.2-YA (A01D=)
- 分類を異にする権利対権利の場合
  P 12.1-ZB (D01H=B65H)

7．「再審事件」の審決は、「審級の種類」を5とする（→02―02.1～02―02.4の1．）。

〔例〕　U 5112.01-X (B01J)

8．審判官が指定した審決分類又は判決分類は、審判長が確認する。

9．審決分類の使用例

(1) 特許拒絶査定不服審判についての事例

ア．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、当審は、当該補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断を支持し、却下は適法と判断し、

（イ）前審の拒絶理由（特§29①三）では拒絶すべきでないと判断し、

（ウ）当審の拒絶理由（特§29②）で拒絶査定を維持する審決をした。

P18.121-WZB
.575
.121

イ．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の拒絶理由（特§29の2）では拒絶すべきでないと判断し、

（イ）当審で拒絶理由（最後、特§29①三）を通知したところ、

（ウ）補正書が提出されたが、当該補正を補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの理由で請求不成立の審決をするのに併せて、補正却下の決定をした。

P 18.113-WZ
.575
.121

ウ．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、当審は、当該補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断を支持

し、却下は適法と判断し、

（イ）前審の拒絶理由（特§29の2）では拒絶すべきでないと判断し、

（ウ）当審で拒絶理由（最後、特§29①三）を通知したところ、補正書が提出されたが、補正により新規事項が追加されたとの理由で請求不成立の審決をするのに併せて、補正却下の決定をした。

P 18.113-WZB
.575
.121

エ．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられたが、

（イ）当審は、当該補正により新規事項が追加されたとの前審の判断を支持し、却下は適法と判断し、

（ウ）前審の拒絶理由（特§29②）で拒絶査定を維持する審決をした。

P 18.121-WZB
.561

オ．特許拒絶査定不服審判において、

（ア）前審の補正却下決定に対し不服が申し立てられ、当審は、当該補正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの前審の判断に誤りがあったものと認め、却下を不適法と判断し、

（イ）却下された補正後の発明について、前審の拒絶理由（特§29②）では拒絶すべきでないと判断し、

（ウ）却下された補正後の発明を特許すべきものと認める旨の審決をした。

P 18.121-WYA
.575
.121

(2) 特許無効審判の事例

特許無効審判において、訂正請求を訂正後の発明が新規事項を追加するものであるとの理由により認めず、特§29①三により、特許無効と審決した。

P 1112.113-ZB
.841

(3) 訂正審判の事例

訂正審判において、訂正後の発明が特§29②により独立して特許を受けられないとの理由により、訂正を認めない審決をした。

P 141.856-Z
.121

(4) 特許異議の申立ての事例

特許異議の申立てにおいて、訂正後の発明が新規事項を追加するものであるとの理由により訂正を認めず、特§29②により、特許取消しの決定をした。

P 1651.121-ZB

.841

１０．　商標の場合、第２補助分類の記入内容と公報上の表示が異なる。

〔例〕　(103) →(3)、　(211) →（旧 11)

記入　公報　　記入　　公報

Ⅲ　判決分類

１．　判決において、２以上の結論がある場合は、それぞれの分類を併記する。

２．　審決取消訴訟に関する判決の「裁判の種類」及び「判示事項」の分類標数は、02―02（P・U）、02―02（D）及び 02―02（T）の「審判の種類」及び「判示事項」に従う。

３．　審決取消訴訟以外の行政訴訟に関する判決の「裁判の種類」は、02 とする。

〔例〕　　P 702.11-Z（C08L）

４．　判決の第１補助分類（結論）は、前審（判）決の第１補助分類の後に続けて記入するが、この場合、「再審事件」の判決、審決、決定の第１補助分類には（　）を付す。

〔例１〕　　U 3112.01-（X）Z（G11B）

（再審事件の審決に対する出訴事件の高裁判決）

〔例２〕　　U 3112.01-Z（X）　(G11B)

（審決取消訴訟に関する確定判決に対する再審事件の高裁判決）

〔例３〕　　U 4112.01-Z（X）Z（G11B）

（〔例２〕の高裁判決に対する上告事件の最高裁判決）

〔例４〕　　P 704.01-（X）　(G11B)

（特許権侵害訴訟に関する確定判決に対する再審事件の地裁判決）

〔例５〕　　P 301.01-（X）Z（G11B）

（〔例４〕の地裁判決に対する控訴事件の高裁判決）

（改訂昭 60．3．30）

５．　産業財産権以外の関連判決（著作権関係判決、不正競争防止法関係判決など）の「産業財産権等の種類」は、E とする（→02―02.5 の１．）。

Ⅳ　審理一般の分類定義又は例示分類

<table>
<tr><th>分類</th><th>判示事項</th><th colspan="2">定義又は例示</th></tr>
<tr><td>0</td><td>審理一般</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">01</td><td>申立書請求書の表示</td><td colspan="2">料金不足；住所、氏名、権利番号などの相違；一定の申立てまたは理由の不備</td></tr>
<tr><td>請求</td><td colspan="2">審判管轄事項以外の請求（例えば先使用権確認の請求）；代理権（例えば委任状の不備）</td></tr>
<tr><td>02</td><td>利害関係
当事者適格
請求の利益</td><td colspan="2">実施権者の無効審判請求；査定、審決を受けた者または権利共有者の一部の請求；前権利者または法人権利者の代表者個人を相手とする請求；権利消滅後の判定請求</td></tr>
<tr><td>03</td><td>出願日、優先日
請求日、申立日</td><td colspan="2">出願日、優先日または請求日の認定；除斥期間または請求期間経過後の請求、異議申立期間経過後の申立て</td></tr>
<tr><td>04</td><td>対象物</td><td colspan="2">無効となった権利または出願中のものを対象とする請求；判定請求における（イ）号の不備、不明確、複数など；２個の権利を対象とする請求；補正書採否の形式的判断（08 を参照）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">05</td><td>審理方式</td><td>審理の一般的方針又は基準</td><td rowspan="2">ただし、01～04、06～08 に分類されるものを除く</td></tr>
<tr><td>審理手続</td><td>査定、審理手続の適法性</td></tr>
<tr><td>06</td><td>証拠</td><td colspan="2">証拠の採否、証拠調べ手続；実地検証、鑑定など</td></tr>
<tr><td>07</td><td>一事不再理</td><td colspan="2">一事不再理に関するもの</td></tr>
<tr><td>08</td><td>要旨認定</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>081</td><td>権利のもの</td><td>登録されて権利となったものの要旨認定</td><td rowspan="2">補正書採否の実質的判断（04 を参照）；請求範囲として記載された事項以外のものについての判断</td></tr>
<tr><td>082</td><td>権利でないもの</td><td>出願中、または（イ）号の要旨認定</td></tr>
<tr><td>09</td><td>その他</td><td colspan="2">01～08 に分類されない判示事項</td></tr>
<tr><td>091</td><td>参加</td><td colspan="2">各種の参加許否決定があったもの</td></tr>
<tr><td>092</td><td>異議</td><td colspan="2">各種の異議決定があったもの（平成 7 年 12 月までの異議の申立てのみ適用）</td></tr>
</table>

（改訂 R5.12）